

第 17 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

議事（要旨）

日時：平成24年 6月 1日（金）

10：01～12：34

場所：倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

第 17 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成 24 年 6 月 1 日 (金)

10:01 ~ 12:34

於 倉敷駅周辺開発事務所

2 階 会議室

【出席者】

委 員 ; 小野 (質) 会長、森山副会長、荻野委員、陶浪委員、鳥越委員、  
(有)三和硝子工業所、小野 (年) 委員、小野 (太) 委員、  
守谷委員、藤原委員

事務局 ; 河田副市長、穴村技監、受川局長、久本部長、安田所長、  
斎藤副参事、辻課長主幹、潮見課長主幹、鳩課長主幹、  
山本課長主幹、光枝主任、三宅主任、佐藤主任

傍聴者 ; 11名

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 審議会委員の紹介
- 3 職員の紹介
- 4 会議の成立宣言
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議席の決定
- 7 署名委員の指名
- 8 報告事項
  - (1) 「第 16 回審議会議事録の内容について」
  - (2) 「土地区画整理審議会の役割と権限について」
  - (3) 「現在の状況について」
- 9 閉 会

## 【議事】

(◎会長 ○委員 ●事務局)

1 ●：開会

2 審議会委員の紹介

●：それでは続きまして、会議次第2、「審議会委員の紹介」をさせていただきたいと思います。現在、五十音順に座っていただいておりますので、その順番にご紹介をさせていただきます。私よりお名前を紹介させていただきますので、委員の皆様におかれましては、一言自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、ご紹介をさせていただきます。

●：土地所有者委員といたしまして、■■様。

○：今回審議会委員になりまして、特別職ではございますが地方公務員ということですで、公儀にふさわしい言動、行動で今後は励みたいと思っております。今回の審議会委員は、大土地所有の地権者の方が多うございまして、小規模宅地の地権者で施行区域内に居住しているのは多分私だけだと思いますので、そういう意味では小規模宅地の地権者の代表という気持ちで公平公正の原則のもと、原理原則に従ってそういう皆様の意見をくみ上げながら意見を述べ、審議に加わりたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

●：ありがとうございました。続きまして、■■様。

○：私、今回審議会委員に立候補させていただきますに当たりまして、実はこの区画整理区域内の権利者もしくは住人、それから倉敷市民、これを第一に考え、公平公正な区画整理が、手順も仕上がりも進められるように微力ですが、努力していきたいと思いまして立候補させていただきました。当選させていただきましたので何とかこの思いを成し遂げていきたいとこのように思いますので皆さんご指導ご鞭撻をよろしくお願いします。

●：ありがとうございました。続きまして、■■様。

○：私は権利者として母親が住んでおりまし、もともと私の土地もありますし、そこを行ったり来たりしながらずっとこの石見町に関係しております。第一期の審議会委員に立候補いたしまして、任期5年を努めてまいりました。本件の土地区画整理事業自体が住民の意見を含めて無視された状態で行政の思惑どおりに進行させようという形で、本来住民が主体であり、住民が福利厚生の影響を得るべき結果のはずが、それを無視され

たというようなことが頻繁に起こっており、そういうことを是正するが為に、基本的に皆さん方の意見が正しく反映されて結果につながるように努力していきたいと思っております。

- ： ありがとうございました。続きまして■■様。
- ： 今回立候補いたしましたのは、公平公正に事業を進めてもらいたい、これが最も基本的なことです。今まで進めておられる市のやり方というのは、十分公平公正になっておられるとは私は感じておりません。どうか事業を進めるに当たっては、公平公正を旨として進めていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。
- ： ありがとうございました。続きまして■■様。
- ： 先ほど皆さんからのお話がありましたように、公平公正をポイントに、それとキャッチフレーズに「皆様と一緒にまちづくり」というのを書かれておられますが、この辺りのプロセスが我々に全く見えなかったものですから今回立候補させていただき、皆さんの意見も随分聞きました。そこで、皆さんの意見を代表して私もこの重要な大変責任のある立場だろうと思いますので、少し勉強しながら皆さんと一緒にやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。
- ： ありがとうございました。続きまして■■様。
- ： よろしくお願ひします。この任期中の5年間、精一杯頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。
- ： ありがとうございました。続きまして■■様。
- ： よろしくお願ひします。私、今回の審議会委員に立候補したのは、あくまでも公正で住民の意見を反映したプロジェクトにもらいたいということで、一市民として今の時世に合った考え方をもとにいろいろ判断をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- ： ありがとうございました。以上7名の委員様が土地所有者委員でございます。続きまして、借地権者委員として■■様。
- ： 続いてまたお世話になります。よろしくお願ひいたします。
- ： ありがとうございました。以上1名の委員様が借地権者委員でございます。続きまして、学識経験者委員として■■様
- ： よろしくお願ひいたします。
- ： ありがとうございました。続きまして■■様。
- ： よろしくお願ひいたします。

### 3 職員の紹介

- ： ありがとうございました。以上、合計10名の方々が審議会委員の皆様でございま

す。続きまして、会議次第3、「職員の紹介」に移りますが、職員の紹介に際しまして、本事業の施行者を代表して河田副市長がごあいさつを申し上げます。

- ： 皆様おはようございます。副市長の河田でございます。一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。第17回の倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の前に、今回、平成24年3月18日に審議会委員選挙が行われ、新しい委員の方が6名選ばれ、また借地権者委員が1名、これは以前も委員でございました。また、学識経験者委員が2名、これも前からお願いしている方と合わせまして、10名の委員様で今後、審議会委員をしていただくということでございます。また任期につきましても5年間という長丁場でございますので、その辺をしっかりとお願いしたいと思います。

審議会の役割等につきましては、後から説明させていただくようになっており、事業としては現在、換地の調整などをやっております。それで、今後少し土地を売ってくださる方がおられましたらそのような調整も行いながら進めていきたいということで、調整が出来たところから、皆様のご協力が得られましたら、仮換地の指定を道路も併せて行い、部分的にまとまったとこから工事着手したいと考えております。

またもう一つ、市長選があり、そこで一つの大きな話題になりました連続立体交差事業につきましても、頑張って市長も推進していくということでございますので、市としても頑張って推進していきたいと考えております。なかなかこれも結構長丁場になりますが、道路も含めた良いまちづくりを推進したいと考えております。区画整理事業というのは、様々な権利者の方がおられますので、現状と変わるということで、結構長丁場になると思いますが、各権利者の代表であります皆様方のご協力によりまして事業の推進ができますことをお願いいたしまして、一言ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞ皆さんよろしくお願ひします。

- ： ありがとうございました。それでは引き続きまして、本日出席しております当事務所の職員を紹介させていただきます。

#### 出席職員の紹介

- ： ここで、公務の都合上、河田副市長と穴村技監は退席をさせていただきます。退席いただきますので、皆様よろしくお願ひをいたします。

#### 副市長、技監退席

#### 4 会議の成立宣言

●： それでは引き続きまして、会議の成立についてでございますが、当審議会は土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の過半数以上の出席で成立することとなっております。本日の審議会は委員の皆様10名全員出席をされておられますので、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程によりまして、会議は成立いたしておりますことを報告申し上げます。

●： それでは続きまして、会議次第5、「会長及び副会長の選出」についてご説明をさせていただきたいと思います。土地区画整理法第61条第2項により、会長は委員のうちから委員が選舉するとなっており、また、この手続は倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程第2条第4項により、会長及び副会長は委員のうちから委員が選舉をすることとなっております。したがって、審議会委員の皆様で選舉していただければよろしいということになりますが、ここで参考までに、前回の審議会におきましてのご様子をご報告いたしますと、私ども事務局が退席をする、その中で審議会委員の皆様が協議をされる、そして会長、副会長を決めていただいたというような経緯がございます。今回もどのようにして会長、副会長を決めていただくか、審議会委員の皆様にお任せしようと思ひます。審議会委員の皆様のご意見をお願いしたいと思います。

○： 推薦をしたい方がいらっしゃるのですが、よろしいでしょうか。私、実はこれまでの16回の議事録をずっと読みまして、自分がもし進行役だったらどうかということを考えると、やはり地権者ですから権利関係がありますし、私のような俗人は私利私欲にどうしてもとらわれまして、自分に都合のいいようにするのではないかというような気がいたします。そういう観点から、■■委員、前回会長を務められましたが、非常に冷静で、どちらにもつかない、地権者のほうからいうと、やや不満なのですが、公平な議事運営をされておりましたので、ちょっと途中、いつもの冷静さじやなくて曲学阿世の徒とおっしゃるような場面もあったようでございますが、極めて冷静にされておりますので、是非会長職は■■委員にやっていただきたいと思います。それから、副会長職は、やはり■■委員がよろしいのではないかと思います。といいますのは、弁護士さんですから法律的なことは非常にお詳しい訳で、議事録の中にも幾つか法律的にという話をされてるのですが、地権者の中でもやや地権者にもっと有利なような法律説明がないかなという気もしますが、やはり地権者と施行者側との間を公平にされりますので、是非副会長には■■委員になっていただきたいと思いますんですが、以上、会長、副会長の推薦をしたいと思います。

- ： ちょっとよろしいですか。
- ： ありがとうございます。では、■■委員。
- ： はっきり言いまして、まず区画整理ありきという進め方がずっと今まであったと思うんですね。それに対して、私、実は不満を持っておりまして、それで立候補させていただいたいということで、要は行政にとっては区画整理がすべてなのです。いわゆる地権者は、さっき■■さんがおっしゃったように、地権者は個人でありますけど、その人の財産だとか生活権がすべてなのですね。そういう視点に立った議会運営をしていただきたいというふうに思いますので、一度話し合いをさせていただいたらどうでしょうか。
- ： ありがとうございます。■■委員。
- ： 基本的にはこのルールの中で無記名の選挙ということになっているので、これはもうフェアでいけば選挙して決めた方がフェアだと思います。
- ： ありがとうございます。推薦をされるご意見、それから話し合いでというご意見、それから選挙をしたらというご意見がそれぞれ出されましたので、ここで皆様のご意見を集約するという意味で、それぞれのご意見について挙手をもってどういう方法で決めるかということで、それぞれ挙手をしていただければと考えますが、いかがでしょうか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ： それでは、3人の方からご意見が出ておりましたが、まず■■会長、■■副会長をということで推薦をされたというのが1つ、それからこの10名の委員の中でよく協議、どこで協議するか、例えば別室を準備しているのですが、委員の皆様10名で協議をしていただく、それから投票をもって…、失礼しました。こちらでの意見のまとめがよくなかったようで、推薦をするということも含めて、この委員の中で協議をするというご意見をおっしゃったということでしょうか。
- ： そうです。
- ： 失礼いたしました。ということであれば、もう一度申し上げます。委員の皆様10名で協議をするのが1つ、そして協議ではなく10名で投票で会長を決める、そしてそのときに副会長を決めるという流れでよろしいでしょうか、そういう投票、この2つどちらにするかということで、協議をするのか投票をするのかということでご意見を、挙手をお願いしたいと思います。
- ： ■■さん、ちょっといい？
- ： はい。
- ： 投票ではなく挙手でもいいのでしょうか。
- ： それは、誰かが推薦されて、その人に対してみんながいいだろうと言って。
- ： この人でどうですかという話で。
- ： それはそうです。基本的には審議委員で選ぶということで。

- ： それでは、委員の皆様の中で、投票といいますよりも、互選といいますか、協議といふか、そういうことも含めてということでしょうか、■■委員さん、今、■■委員さんからのお話もお伺いすると。
- ： はい。
- ： それでは、投票ということもあるのですが、委員の皆様でよくご相談、協議をしていただいて、そういう協議で決めるということで進めていただくというような方向に意見としては皆様何か向いているのかなと私は思うのですが、まずはそれ協議をするのかという方向かどうかということで、ご意見を、举手をお願いして、伺わせていただこうかと思いますが。
- ： 投票で決めるというのはよろしいのですが、実際には立候補された方がいらっしゃれば、その方で投票をやる、その次は、私は推薦された方がもし立候補の意思があれば立候補と同等になりますから、ということだと思うのです。そういう方がなければ、審議委員全体で討論を行ってどうするかということではないでしょうか。
- ： それでは、協議、特に投票で絶対というご意見ではないようすで、委員の皆様で別室にて協議をしていただいて、その中で立候補あるいは推薦等があれば、皆様でご意見をまとめていただいて、決めていただくということですが。
- ： 意味がよく分からぬのですが。
- ： 委員の皆様で協議をして、会長にどなたかを推薦するのか、あるいは立候補するのかという方がおられるかどうかわかりませんが、協議をされていれば皆さんでどの方を会長にということで協議をしていただければいいかなということですが。
- ： 投票はそれではなくなったということかな。意見だけしか言わないということ？
- ： すみません、ちょっと。
- ： 投票するということでしょう。投票すればいい、あっち傾いたりこっち傾いたりせずに。
- ： 一応審議会委員に選任されています10名の方に別室を用意していますので、いろいろの思いがあるかもしれませんけど、10名の方で1階の方へ場所を用意していますので、そちらでお話を来ていただいてという方法も含めてお話ししていただければなど。それで、決まった結果をまた下に事務所の担当がいますので、そちらに報告いただければ、またその結果をこちらで報告させていただき、選挙するのか、また会長は決まったと言われるのか、そういうことをご報告いただければと思います。よろしいでしょうか。
- ： いいのではないですか。
- ： 今、やっているのは審議委員での協議だと思うのですが、別室で秘密会議のようなものでやってくださいというのなら別ですね。

- ： 秘密会議とは言わないのですけど、皆さんご意見を発言されるのに、いろいろ傍聴者の方とか事務方がおって不都合があつてはいけないと思っているので、一応下に10名の方、審議委員の方が協議する場所を設けさせていただいているということです。
- ： 事務局が言うのは、ちょっと失礼な言い方だと思うのですが、審議委員の方はこういう公開の席上その他での発言が強いられる訳です。ここで、別室でないと発言ができないのでは、それは困る。そういう意味ではここで堂々と発言されて決めるのが私は筋だと思うのです。私はそういう方たちが今審議委員になっていると信じています。ですから、ここで決められると思います。
- ： すみません、そこら辺も私の誤解かどうかわかりませんけど、話し合ったら皆さんがそういう思いでおられれば、そこはここでお話してもらったら結構です。
- ： ちょっとよろしいかな。
- ： はい どうぞ。
- ： いろいろな意見が出れば出るのですけど、ここでもう投票したほうが私はいいと思います。
- ： 投票と言うのは挙手でいいわけ？
- ： 私はもう投票にするように、お願ひしたいと思います。そうしたほうが、もう公平だと私は思うのです。
- ： そうだな。
- ： 私としては、今までの流れがあるから、急に会長さんになられても大変ではないかと思いますので、しばらくは今までの方にしていただいて、それでもどうしてもと言われれば…、ではないかなと思いますけど。
- ： 投票すればいい、今までの人が。
- ： 今までの流れと言われますけども、今までの流れ自体が住民の意見が反映していなかったり、会議を紛糾させるような会議をしてしたりとか、質問をしていても質問に対する回答をさも引き出さないように無視をしたりというようなことが多々あった訳で、今日の「議事録の内容について」というのが報告事項の1番の中にもありますけれど、その中にもそういう場面が何ヵ所かあつたりもするのです。そういった意味からいくと、先ほどの■■さんが言われた推薦人というのは、私は疑問に思います。それと、そもそも…。
- ： 投票するかしないか決をとればいい。
- ： はい？
- ： いや、私は思うのですが、そういうことは抜きにして、もう投票の方をするかしないかというだけで決をとつて、投票が結構な数が多かつたら投票にしたらどうでしょうか。もうしないと、いろいろなお話が出て、前のお話まで出るような感じになつていま

すから、もうスムーズに進めるには、それが私は一番いいのではないかと思うのですけど、どうでしょうか。

○ すみません、総意でぽんと割り切って物事解決しないと、うにやうにや話して、遺恨が残ったら駄目だからね、審議委員の中で。すぱっといきましょうよ。

●： それでは、投票で決めたらというご意見が出ております。投票で決めるということは皆さんの決をとらせていただいてもよろしいでしょうか。他になにかご意見が？

○： では投票でいかれるのですね。

●： ということで。

○： 投票の…。

●： 投票する、会長を決めるということ。

○： するかしないか、決をとるわけね。

●： そうです。

○： はい、では。

●： 投票で会長を決める、副会長を決めるということでよろしいでしょうかというのを挙手で採決をとりたいと思いますが。

○： よろしいですか？

●： はい、■■委員。

○： その先に、やはり立候補者がいるのかいないのか明確にしていただかないと投票できないです。私は少なくとも会長に■■委員、副会長に■■委員を推薦したのですが、それ以外に立候補される方がいるのかどうか。

○： でも、2人は立候補、まだされていないでしょう。

○： いや、だからこれから立候補の意思はありますかという、出る意思がありますかということを聞いていただきたいといけない。

○： そうですね。

○： 私は、議事進行係ではございませんので。

○： 丸くいきましょう。最初から何か話がこうなっているような感じの話はもうやめましょう。すぱっと投票にしましょう。

○： 私、先ほどの挨拶で言ったように、原理原則に従えば、当然そうではありませんかと言っているのです。

○： だから、話の中で立候補があるのではないですか。要は挙手の中で立候補があるのでないですか、私がやりたい、その方がいいと言ったら。

○： だから、その方のどこで立候補されればいいと言っているのです。それで、私が推薦した方が辞退されれば、その方の信任投票をするか決定するかですよね。

○： なかつたらどうなのですか、立候補が。

- ： 立候補がなければ、だって投票できないではないですか。
- ： いや、ちょっとよろしいか。立候補を仮にされて、もし自分に支持が得られなかつたら、後からさみしい思いをしないといけないと、それを私は思うのですが、だったらやはり投票をされたほうが一番公平で誰かどうかわからないと、私は思うのですけど。
- ： 遺恨を残さないようにね。
- ： はい、ありがとうございます。それですから、投票するのかしないのか、当然、その後のことでの立候補をどなたがされるかどうかという、それは審議会委員の皆様の中で決めていただいて、投票となれば、そういう自薦他薦、あるいは立候補、いろいろなことがその段階でまた皆様のご意見があろうかと思うのですが。
- ： くどいようですが、よろしいですか。私が推薦したお二人の方が受ける意思があるかないか、辞退したいということであれば、それは互選でもよろしいかと思うのです。ほかに立候補者がなければ。
- ： すみません、よろしいでしょうか。事務局の方で考えていたのは、皆様方の委員様方で話し合いをしていただきたいというのは、秘密裏にするとかということでは決してございません。今、■■委員が言われたような委員様だけで集まっていたら、推薦を私は誰がするよといった中で、挙手で決めるのなら挙手で決めようというような形で決めていただいたらと思っている訳です。その方法が1つ。もう一つは、もうこの前審議会委員を選挙したように、投票用紙を用意しております。そういう方法で、記入していただいて投票する。その2点を考えております。
- ： それでいこう。
- ： そちらの選択については、皆様方にお任せするということなでございますけれど。
- ： 今の後者の話では、要するになって欲しい人を、会長、副会長を投票で選ぶという話ですね。
- ： なって欲しいというのではなくて、委員の名前を皆様方が個々に記入していただく。10名の中から記入していただくという方法です。今、■■委員が言われたような方法は、委員の中で誰を推薦するとかということで、皆さん挙手で決めようとかというようなことで決めていただいたらと思っている訳です。その場所を、たまたまここでは話し合いではということで、1階のほうに場所を用意していますということです。話し合いということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。それでよろしいという方は挙手をお願いいたします。話し合いで決めるということで。
- ： それなら選挙無しということですね。
- ： はい、皆様方の中で挙手とか相談で決めていただきたいということです。
- 〔賛成者挙手〕
- ： 挙手多数ということで、皆様方の話し合いで決めるということでお願いいたします。

それでは、場所を1階の方に用意しておりますので、ご案内いたします。

すみません、傍聴者の方々におかれましては、こういうことで、約10分、15分程度かかると思いますが、こういうことで会長、副会長の話し合いをいたしますので、少々お待ちください。

【10時38分～別室へ】

[別室にて協議]

【10時49分再開】

- ： 失礼します。それでは、会議を再開いたします。審議委員の皆様での相談結果について、どなたか発表してくださるようお願いをいたします。  
■■委員さん、よろしくお願いします。
- ： 先ほど皆さんと審議いたしました結果、推薦された方がおられまして、挙手にて承認されましたので、会長さんが小野質さん、副会長さんが森山徹さんに決まりました。よろしくお願いします。
- ： 拍手でご承認お願いいたします。

[拍手]

## 6 議席の決定

- ： ありがとうございました。それでは続きまして、会議次第6の「議席の決定」に移りたいと思います。審議会会議規程第3条によりまして、委員の議席は初回の審議会において抽選において定めるとなっております。それで、その議席指定のための抽選をこれから行わせていただきたいと思います。ちょっと準備をさせていただきますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

[議席抽選の準備]

- ： なお、先ほど決まりました会長の小野質様、それから副会長の森山徹様につきましては、議席が決定後、ご挨拶をしていただくように考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ： 大変お待たせをいたしました。それでは、これから議席の抽選を行わせていただきたいと思います。議席の順番、すみません、■■委員の後のホワイトボードをごらんください。審議会につきましては、ホワイトボードに張り出しておりますように、向かって正面に会長さん、そしてその向かって右側に副会長さんに座っていただきます。そして、その横をぐるっと委員さんが4人ずつ座るという形で決めさせていただき、そして会長から時計回りに議席番号は1、2、3、4、5、そして机を渡りまして6、7、8、9となります。そして、今、名前を張らせていただいておりますが、小野質委員が会長、そして森山徹委員が副会長ということで、このお二人は席が決まりまして、副会

長は1番ということになります。したがいまして、この会長、副会長を除く8名の委員様にこれから2番から9番の数字の入ったくじを引いていただきます。そして、引いていただいた棒の番号が今後その委員様の議席の番号ということになりますので、これから抽選を、そして引く順番についてはアイウエオ順にお引きをいただくと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局員がくじを持って回りますので、1本ずつ引いてください。

[くじ引き抽選]

- ：くじ引き順に議席番号を発表
- ：ありがとうございました。以上で皆様の議席が決定をいたしました。ご面倒ですが名鑑と資料をお持ちの上、それぞれの席へ移動をお願いいたしたいと思います。

[各委員議席番号の席に着席]

- ：移動ありがとうございました。それでは、ここで、会長、副会長にそれぞれ就任をされた委員の方からごあいさつをいただきたいと思います。まず、会長に就任されました小野質委員、小野会長からよろしくお願ひします。
- ：失礼いたします。小野質と言います。基本的には、公正公平を旨といたします。同時に、皆さん方の、特に地権者を初めとしての皆さん方の意見が十分に反映するように運営を含めまして日輪でいきたい、または交通整理をしていきたいと思っております。以上です。

[拍手]

- ：ありがとうございました。続きまして、森山副会長から。  
森山と申します。私も、小野さんが不在のときには会長代理として、公正公平に審議を行なうことを希望しております。一方では、先ほども申しましたとおり、今の普通の市民感覚でこの案件を判断していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

[拍手]

- ：ありがとうございました。それでは、ここで議事進行について会長さんと打ち合わせをいたしたいと思いますので、約15分程度休憩のほうをいただきたいと思います。再開につきましては、11時15分からいたしたいと思いますので、暫時休憩ということ
- ：でよろしくお願ひをいたします。

- ：会長、ちょっと私、私用でここで失礼しますが、すみません、後はお任せします。  
それでは、■■委員が退席されるということですので、ご報告いたします。

[休憩] 11時00分～11時15分

7 署名委員の指名

- ：それでは、皆さんお待たせをいたしました、司会の方をいただきます、いいですか。

それでは引き続きまして、今日の会議次第の7番のところから引き続きたいと思います。審議会会議規程に基づいて、本日の署名委員として、議席1番となられました森山委員、そして議席2番となられました荻野委員に議事録署名委員をお願いいたします。

続きまして、会議次第8の報告事項（1）「第16回審議会議事録の内容について」ということで事務局より報告をお願いいたします。

- ： それでは、すみません、座ってやらせていただきます。会議次第8、報告事項（1）「第16回審議会議事録の内容について」説明させていただきます。なお、本日の審議会では6名の新しい審議会委員さんがおられますので、今までの審議会と同様に前回の審議会議事録の内容を報告させていただくのと併せて、後ほど会議次第にございましょうように、「土地区画整理審議会の役割と権限について」、「現在の状況について」、「今後の予定について」を説明させていただくこととしております。

それでは、議事録について説明させていただきます。審議会資料の2ページからが議事録となっております。審議会資料の3ページをごらんください。議事録といたしまして、審議会会議規程第7条議事録の作成に定められておりますが、その記載事項は、1番として出席者の氏名、2番として開会、休憩、議事の中止及び閉会の年月日及び時刻、3といたしまして議事の内容、また4といたしまして前3号に上げるもののはか会長が必要と認める事項を取りまとめることとなっております。次のページ、4ページ目からが議事録でございますが、審議会の内容といたしましては、審議会会議内容の1及び2の「開会」から「会議の成立宣言」、3といたしまして「署名委員の指名」、4といたしまして報告事項（1）「第15回審議会議事録の内容について」、次の5ページに（2）といたしまして「意見書の調整状況について」、次ページ、6ページに3といたしまして、「今後の事業の予定について」をまとめさせていただいております。最後に、10ページに5といたしまして「閉会」がございます。議事録の内容といたしましては、時間の制約がございますので省略させていただきます。なお、署名委員からの指摘事項は特にございませんでした。また、前回同様に発言者に関しましては、記号による表記のみとさせていただいております。以上、議事録に関する説明を終わらせていただきます。

- ◎： はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、何かご質問がございましたら、委員さんよろしくお願ひします。

○： ひとついいですか？

◎： はい、どうぞ、■■委員。

○： 議事録の書き方を教えてください。これは、今、書かれている内容を見ますと、ほとんど口頭で皆さんのがしゃべった内容そのまま書かれていますが、倉敷市の通常の議事録というのはこういうタイプで書かれるのが正となっているのでしょうか。

- ： はい。
- ： 事務局、お願ひします。
- ： 今、■■委員からご質問ですが、このような形で書いております。倉敷市としては書いております。
- ： ああ、そうですか。
- ： はい。
- ： わかりました。
- ： では、ほかの委員さん、何かご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。
- [委員から発言なし]
- ： 特にないようでしたら、引き続き移りたいと思います。続きまして、会議次第の8、報告事項（2）「土地区画整理審議会の役割と権限について」ということでの事務局よりの報告をお願いいたします。
- ： はい、それでは座らせてご説明させていただきます。このたびの審議会委員選挙によりまして、新たに審議会委員になられた方が6名、引き続き委員になられた方が4名ということですが、これからご説明させていただきます「土地区画整理審議会の役割と権限」については、引き続き委員になられた方につきましては前々からご理解していただいている内容ではありますが、新たな委員の方が6名おられますので、改めてご説明させていただきたいと思っております。これよりお手元に倉敷駅周辺第二土地区画整理事業についての資料を配付いたします。配付の方、よろしくお願ひします。

[資料配付]

- ： よろしいでしょうか。まず初めに、いま一度このたびの審議会委員の任期期間の確認をいたします。平成24年3月23日付で当選通知書を個々に郵送しておりますが、この文書に記載しておりますとおり、任期期間は平成24年3月23日から5年間の平成29年3月22日までとなっております。では、本題に入る前に、先ほど配付いたしました資料のご説明、ご確認をさせていただきます。まず初めに、土地区画整理法逐条解釈でございます。お配りしたこの緑色の冊子でございます。今後この逐条解釈につきましては、いろんなご説明に使用させていただきますので、そのようにお考えください。土地区画整理法の言葉説明等されておりますのでわかりやすくなっております。当事業もこの法律にのっとり当然進めておりますので、持ち帰っていただき、目を通していただければと思っております。

次に、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の概要を記載しておりますパンフレットでございます。厚紙のパンフレット、インデックスを張っておりますので、事業パンフレットと書いております。皆様今まで見られていると思いますが、これが事業のパンフレットでございます。

続きまして、区画整理の進め方、2番目に区画整理の進め方でございます。この資料につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、区画整理審議会委員の役割と権限でございます。この資料につきましても、後ほど詳しくご説明させていただきます。

続きまして、換地設計基準でございます。その基準によりましてこのたびの倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の換地設計を行っております。皆さんよろしいでしょうか。インデックスを貼っておりますので、それをめくっていただいたら、すぐ出てくると思います。

次に、岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業施行条例でございます。この条例は、土地区画整理法第52条第1項に、市町村長は第3条第4項の規定により、区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規定及び事業計画を定めなければならないとあります。条例として定めたものでございます。

続きまして、同様の倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の施行条例施行規則でございます。これは、施行条例の施行について必要な事項を補足的に定めたものでございます。

続きまして、同様に倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程でございます。この審議会を運営していく上での必要事項を定めております。

続きまして、同様の倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議の公開要領でございます。その要領は、倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱により、その審議会を公開するために必要な事項を定めております。よろしいでしょうか。

最後のページに、最後にこの審議会委員の名簿を作成してつづっております。本日配付いたしました資料は以上でございます。これらの資料は、今後審議会を開催するに当たり、増えてまいりますので、今、お配りいたしましたバインダーに綴っていただいたらと思っております。

前置きが長くなりましたが、これより本題の土地区画整理審議会の役割と権限についてご説明をさせていただきます。土地区画整理審議会は、土地区画整理法第56条第1項、これにつきましては、先ほど緑の逐条解釈、これを皆様のお手元にお配りしましたが、これをちょっといま一度開いていただきまして、103ページ、前回の委員の方については102ページを開いていただいたら56条第1項が出てまいります。この法律にのっとり設置するようになっているということでございます。

続きまして、配付いたしました資料の審議会委員の役割と権限をごらんください。役割と権限というのを先ほど配布しております。これを見ていただいたらと思います。このように審議会での審議内容は、土地区画整理法で審議事項が決められており、この決められた事項に対しての権限として、意見を聞く場合と同意を得る場合とに分かれております。この表の中で、既に審議会の意見を聞いている事項、同意を得ている事項は、

1番、換地計画に関する事項、（5）宅地地籍の適正化、（6）特別の宅地に関する事項、3番、評価員の選任に関する事項、4番、事業運用上、意見を聞いて進めることが望ましいという事項で、換地設計案の発表、閲覧、公開、換地設計に関する意見の審査、以上でございます。これらの決定事項に従いまして、現在の換地設計ができているということでございます。今後、この審議会で意見を聞く事項といたしましては、時系列順で、2番、仮換地の指定に関する事項となります。詳細な説明は、実際に仮換地の指定を行うときにさせていただきますが、簡単に申し上げますと、土地区画整理法第98条第1項、先ほどお配りしました逐条解釈179ページに第98条がございます。179ページでございます。に基づき、仮換地の指定という行政処分を行います。その前に、同条第3項の指定しようとする場合においては、あらかじめ第3条第4項の、施行者は土地区画整理審議会の意見を聞かなければならないものとするとなっておりますので、皆様方の意見をお伺いするということでございます。その後、仮換地指定通知書、換地の調書、仮換地位置図、仮換地図を配達証明で指定させていただきます関係権利者の皆様方へ郵送いたします。この行為で、従前地から新たな土地、換地に行きますということが法的に正式に決定するということでございます。

続きまして、1、換地計画に関する事項、（1）換地計画を作成しようとする場合、（2）換地計画の縦覧により意見書の提出のあった場合の内容審査、（3）換地計画を変更しようとする場合、（4）換地計画の変更の縦覧により意見書の提出があった場合の内容審査で、この換地計画は事業が完成する前に作成するもので、換地処分前ということになりますので、数年先になるのではないかと想定しております。今後、審議会では意見を聞く事項となります、仮換地指定の方法とかで同意を得るような形式をとらせていただく場合が生じるやもしれません。また、事業の長期化により、評価員がかわるような場合が生じれば、選任に対しての同意を得る必要がございます。以上、審議会の権限及び審議事項を時系列順にご説明させていただきました。

最後に、土地区画整理審議会委員の任務につきましてご説明させていただきます。審議会委員は、刑法第7条の公務に従事する委員に該当いたしますので、公務員として知り得た情報、個人情報等の守秘義務がございます。また、当然のことながら収賄等による罰則もございます。このような点をご理解の上、今後審議会にて知り得た個人情報等には十分注意していただきますよう、よろしくお願ひいたします。説明は以上でございます。会長、よろしくお願ひします。

- ◎： はい、説明ありがとうございました。ただいまの報告事項（2）に対する説明について、何かご質問等ありましたら皆さんお願いします。
- ： はい。
- ◎： はい、■■委員、どうぞ。

○： 先ほど説明をしていただいた訳でございますが、まず今回、私を含めて今回初めてでございますので、まず土地区画整理法とは何ぞやという非常に基本的なところから説明をお願いできれば、後をスムーズに今後は理解できるのではないかなと思いますが。といいますのが、はっきり言いまして、これ法律でございますから、こここの区画に適用するというためには、それなりの条件が法律に規定されていて、その規定に合っているからこの日吉町、石見町に法が適用されたのではないかなというふうに理解できますが、いかがでございましょうか。

●： 会長、よろしいでしょうか。

○： はい、事務局、お願ひします。

●： はい、■■委員からのご質問でございますが、先ほど私ご説明いたしましたとおり、審議会については決められた事項を審議していただくということに基本的にはなっております。がしかし、この審議する上である程度土地区画整理法とは何ぞやというような知識等がないと今後審議会を進めていく上で支障をきたすというような趣旨のご質問だと思うんですけれども、はい。これにつきまして、審議会としてこういう場を持って説明するということは考えてございませんが、今後この審議会の委員の方のご意見等をお伺いした中で、そういう勉強会が必要であるということであれば、事務局といたしましても、そういう勉強会をする場を設けるというのはやぶさかではございませんので、今後審議会委員の方のご意見を聞いた中で判断させていただきたいと思っております。以上でございます。

○： どうもありがとうございました。もしそういう勉強会を開催されるというのであれば、地域住民の方もこの区画整理という言葉、耳になじんでいるかもわかりませんが、法的にどんな内容だとか、どうしてこれがこの地区に適用されたのか、いろいろな疑問を持たれている方が多いのではないかなと思いますので、その点、そういう勉強会を開くに当たっては、何か公開の場で、そのような説明を市側のほうからしていただければと思います。

○： 事務局、今の■■委員の要望については、それでよろしいですか。

●： はい、今後検討させていただいて、皆様方委員の方々のご意見を賜りながら検討させていただきます。

○： はい、ではやり方とか、日にちとかについては、別途、必要に応じてやっていただく。

●： 今後検討するということです。

○： はい、わかりました。

○： よろしいでしょうか？

○： はい、■■委員、どうぞ。

○： 今の■■委員の要望、非常にいいことだと思うのです。特に、法律的な問題というのは私どもなかなかわからなくて、どれが強制力があるのか、単なる提案なのかっていうのがよくわからないところがありますんで、この後、現在の状況についてというご説明ございますが、区画整理の進め方というので、これ載ったりしておりますが、それぞれのところについてどういう法的な根拠のもとにこういうことをやって、要するにそれに従ってどういうことを地元の人たちに説明し、会合を開き、こういう結論になったということも含めてご説明していただきたいと思うのです。私ども新審議委員ですので、過去のいきさつその他、よくわからないところがありますので、是非そうお願ひしたいと思うのです。以上です。

◎： ありがとうございました。では、事務局、どうぞ。

●： ■■委員が言われたようなご意見を尊重いたしまして、今後どういう形でやるのかも含めて検討させていただきます。

◎： では、よろしくお願ひいたします。

○： ちょっとよろしいか？

◎： はい、どうぞ。

○： ちょっとお教えいただきたいのですが、今、審議委員の権限ということについてお聞きしたのですが、審議委員というのは、提出された議題以外は審議の対象にならない、要は審議委員からこういう議題を審議してはどうかということは一切出すことはできないというように私は受け取ったのですが、それは事実ですか。

◎： 事務局、どうぞ。

●： 前の審議会委員の中でもそのようなご意見等がございました。実際に審議会というのは市から提示された内容でしか審議できないのかというようなことでございますが、その結果、土地区画整理審議会での動議の取り扱いというのを決めております。審議会から動議が出されると、それ以外の内容でも動議が出されるというような内規です。これから委員の方々に配付いたします。

#### 〔動議の取扱いを配布〕

●： よろしいでしょうか、前回のメンバーの方はご承知とは思いますが、新しいメンバーの方には初めてとなるので、こういう動議として、審議会委員の方から提案できるというようなことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○： では、今、配られた資料につきまして、ご意見等ありましたら委員の方どうぞ。

●： 朗読いたしましょうか？

○： 事務局、朗読してください。

●： では、お配りいたしました資料を朗読させていただきます。

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会での動議の取り扱い。これにつきましては、第9

回の審議会で決定、第10回で審議会委員の皆様方に確認したという事項を取りまとめたものでございます。読ませていただきます。

審議会を審議中、議題にない事項が委員より提案された場合の取り扱いは、以下のように定めることとする。

1、動議として取り扱うもの

1、質疑及び討議の省略または終結の動議について

2、休憩または散会の動議

3、答申文案に関する動議

4、議事進行に関する動議

5、本審議会の審議事項に関連する事項

2、動議を提出する場合は、動議の内容、理由を明確に説明し、提出者を含め2名以上の賛成が必要である

3、動議として取り扱う場合には、動議の案件を審議した上で、採決を行う

4、動議の提案方法については、会議の運営上、緊急動議という扱いにし、口頭によるものとする

5、動議の提出は、1審議会について1回とする

以上でございます。

◎： 今の事務局の説明に関しまして、委員の方、ご意見がありましたらどうぞ。

○： よろしいですか？

◎： ■■委員、どうぞ。

○： もう一つお教えいただきたいのですが、1の項の5番、本審議会の審議事項に関連する事項というのがありますが、これはどの辺の範疇を指しているのですか、教えてください。

●： 会長。

○： 事務局、説明どうぞ。

●： 事務局で範疇を決めるというのではなくて、そういう審議に関連するような事項を動議として提案していただいて、その2名以上の賛成があれば、審議会としての動議という扱いになるということなので、事務局の方でこれがある程度想定されるものですよというの、ちょっと想定はしておりません。審議会の方で判断していただくということになろうかと思います。

○： もう一つ教えていただきたい、よろしいでしょうか、すみません、時間取らせまして。これは結果、実績ですので、それだけをお答えいただければいいのですが、過去の審議会で地権者から審議に値する議題の内容の件について地権者からいろいろな意見が出ていると思うのですが、その意見について審議会で審議をされた、動議が出たとか、

審議がされたとかということについては過去あるのですか。

- ◎： 事務局、回答をどうぞ。
- ： 地権者からというのはございません。ただ、審議会から動議が出されたというのは何件かあったように記憶しております。
- ： ということは、よろしいでしょうか。地権者からいろんな意見で市に対して意見が出てますね。嘆願書であるとかというのも出ていますね。そういう市に対する意見について、要は事業主体、事業側としては一切審議会には諮らない。要は、こういうものが出ていますという報告もされてないですね。それは必要ないからですか。
- ◎： 事務局、どうぞ。
- ： くどいようになりますが、審議会の権限、役割というのは内容的に決められております。この事項についてご審議していただくという審議機関でございますので、関係権利者からの要望等が出てきたことについて、この場で審議するとかというようなことではございません。その要望等については、倉敷駅周辺開発事務所、また建設局とか、そういうところで要望についてはご回答していると、その回答したこと、そういう経緯について報告したということもございません。以上でございます。
- ： もう一回だけ、しつこいですが確認します。審議委員会で審議する審議事項の中にその意見書が関連するものであるということについては、市としてはそれをあえて削除されている、審議会に提出しないということをやってられたのですか、いかがですか。
- ： よろしいですか？
- ◎： 事務局、答弁お願いします。
- ： 先ほどもお配りした審議会委員の役割と権限、この中について審議会に諮って意見を聞いたり、同意をするということが基本的なことでございますので、この要望等が出たところについて審議会に対して諮っていくということはしておりません。このようにご理解していただきたいと思います。ただ、今、■■委員から委員の中で関係地権者からこういうことを聞いて、こういうことを動議として取り扱って欲しいんだということがあれば、審議会のほうで賛成多数ということになれば、審議の対象ということにならうかと思いますけれども、今のところそういうこともございませんでしたし、審議会としての役割に準じて、今、説明させていただいているということでご理解してください。
- ： はい、わかりました。
- ◎： はい、■■委員、よろしいですか。
- ： はい。
- ◎： それでは、■■委員、どうぞ。
- ： ■■さんの最初の質問に関連するのですが、先ほど答弁にありましたとおり、市側からこの審議会に出された案件のみの審議をするのがこの審議会の役割だというふうに書

かれていますが、一方その審議をするに当たって、そのベースとなる情報等について、それがないとこの審議が進まない、または的確な判断ができないというふうな事項があった場合には、これは動議を出させていただいて、そこで審議、この場で審議するということで構わないのですか。

◎： 事務局、答弁お願ひします。

●： 今の■■委員のご意見ですが、今後、今申しましたとおり、審議会を開くのは、仮換地の指定に対しての意見を聞くということでございます。この場合、審議していただくようになるのですが、その審議するのに対して、こういう知識がないとこの審議ができないとかというようなことがございましたら、事務局の方でそのたびに回答させていただいて、こういうことですよということをお答えしたいと思っていますし、この仮換地の指定の意見を聴くこと事項に関しないことについては、この審議会の場で議論をしていただくことではないという形で回答はさせていただくようになろうかと思いますので、ご理解ください。お願ひいたします。

○： わかりました。

◎： よろしいですか。では、ほかに委員さん。■■委員、どうぞ。

○： この動議の取り扱い、前審議会の9回、10回で決められたそうなのですが、5の動議の提出は1審議会について1回とする、この理由は何でしょうか。といいますのは、多分動議を提出してもその場で決まらない、あるいは施行者側からの回答ができないで後日になりますというときには、その次にも結局新たな動議の提出はできないということですので、これは是非もう少し（提出できる回数が）多いように（内規を）変えていただく必要があるのではないかと思うのですけど。

◎： はい、わかりました。では、今のは意見というよりも、このお手元の資料に基づく1番の動議として取り扱うものという中で、動議が出たものと解釈すれば理解できるのですが、それに対して賛同といいますか、セコンドの方がおられましたら委員の方、賛成意見の方がおられましたらお願ひしたいのですが。

○： 審議会…？

◎： ですから、5番の1審議会につき1回というのは。

○： 検討していただきたいですね。

◎： おかしいという■■委員の意見に対して、今ご同席の各委員におかれましては、それを修正動議というように理解をして、その意見に賛成であるということであれば、そのようにしてセコンドをお願いしたいんですが。

○： そうですね。

◎： はい、3人、4人、5人、6人、7人。はい、では以上、当然過半数ということになりますので、お手元の資料5番の動議の提出は1審議会に1回とするというのは破棄を

して、複数回でいいと。では、何回目ぐらいにしますか、一応その議案がその場で決着がつくような形ということですので、回数については特に規定しないということで、■

■委員、よろしいでしょうか。

○： 事務局のほうから1回ということの理由を聞いていませんので、わからないのですが、多分これは幾つも出されると大変だからというので1回にされているのだと思うのです。これは、私は少なくとも2回。要するに、一つも出なければそれに越したことないのですが、1回では余りにも縛られ過ぎると、そういう意味では2回、少なくとも2回というのが妥当じゃないかと思うのですが。

◎： それでは、事務局の方、当時のことについて1回と決められた経緯についてご存じでしたらご説明ください。

●： この動議の取り扱いについては、事務所として当初想定はしておりませんでした。その中で、審議会からそういうご意見がございましたので、ならばこういう動議を取り上げる方法を皆さんで考えましょうということで、審議会の中で考えていただいて、審議会の中で1回ということでご確認いただいた。事務局が1回と決めた訳ではございません。審議会の中で1審議会の中で1回とするということで確認をいただいておりまし、事務局が1回と決めたことではございません。以上でございます。

◎： はい、■■委員さん。

○： もしよろしければ、1回で決まった経過を引き続きの審議会委員さんにご説明を聞かせていただければありがたいのですけどね。

○： という■■委員からの意見なのですが。

○： せっかく決められたことをあまりにも。

○： 引き続き委員であられる審議委員の方、ご存じでしたらご説明いただければと思いますが。

○： 進行上の問題ではないですか。

○： 時間的なこともあります。

○： だと思いますが、資料なしで発言しているのですが。

○： では、委員さんのほう、資料なしでの発言だということなのですが、事務局、それに関しまして何か確認できることがありますか。

●： よろしいでしょうか？

○： はい。

●： ■■委員から出ましたように、時間の関係、それからそういう動議が何回も出るということであれば、本来の審議会の事項にも支障をきたすというようなことを総合的に考慮して1回と、決めたのではないかと思われます。ただ、今、■■委員からございましたように、これを審議会の中で変えるというのであれば、決をとっていただいて、複数

回とするとかということは審議会の方にお任せしようと思りますので、よろしくお願ひいたします。

◎： では、■■委員。

○： 補足で言いますとね、先ほどお話ししたように、1つの議案を提案して、それが事務局サイドで資料等集めないといけないというわけで、そこで採決できないケースがありますね。そうすると、次回は当然それを優先されますから、審議が多分遅れると。そういう意味ではほかに議案の提案をしたいケースの場合は、すればそれが結局その場で決まる可能性がある。そうすると、審議は少なくともちょっと早くなる、そういう意味合いでは1回に限定せずに、2回というのが私は妥当じゃないかと思う。ないかもしれません、ですが、ある場合はそれの方が審議が早くなる。進行が早くなるのではないかと思うので、提案した次第なのですが。

○： 2回というのはこの審議については、結審があるまで継続審議をするという、それでいいでしょう。

○： だけど、動議は1人、1回、1つですから。

○： 1動議ですから。

○： まだ決定していないときは動議ですから。

◎： はい、■■委員、どうぞ。

○： ここでそういう論議をしてもあれだと思いますので、議長、副議長に回数取り上げについては一任するということで取り上げたらどうかと思うのですけどね。いかがでしょうかね、回数は、必要あれば。

◎： 回数はですね。

○： 必要があれば再度やる、それを…。

◎： 今の■■委員の意味からすると、5番は削除してしまうか、回数を決めるかということを決めてほしいということなのですけど。

○： いやいや、そうではないです。

◎： そうでもないですか。

○： 2つにするか、1つにするか、3にするかというのは、議長と副議長が相談していただけで、もうこれはこれぐらいで今日はやめとこうとかというふうな裁定をしていただければいいと思うのですけれどね。

○： ちょっと意見があります。

◎： はい、■■委員。

○： 当然この審議会が開かれる前に、市側よりアジェンダがありますよね、議題が。そうすると、それを見たときに審議委員というのは、その中でも例えばこれを知りたいよとか、もうちょっとこれをディスカスするに当たってはこういう情報が欲しいよとかとい

うのが当然、そのアジェンダを見たときにいけると思うのですね。そうしたら、そのときにこここの事務局のほうに、この案件についてはこういうアディショナルなアジェンダを出したいので、これを項目に入れてもらえんかねというふうなのを前もって調整してもらって、それでそのときの審議会の議事録に、例えはある案件について追加の審議の内容がこんなもんが出ますというふうなことを事前に調査してもらって配っていただければ、ある程度、そのとき突発的に出るのは仕方ないかもわかりませんが、ある程度時間の短縮とか、先のスケジュールの調整には役立つのではないですか。

- ◎：　はい、では今の■■委員のご意見に関しまして、ほかの委員さんはいかがでしょうか。
- ：　要するに、議事の次第がいつまでに出るかという問題に絡みますよね。そうすると、その内容を見て、もし審議委員のほうもいろいろ調査をして、やはりここの部分はというのが出てくる可能性がありますよね。それから、調査をしても、私どもの調査能力では難しいこともある。そうすると、どうしても緊急動議的にそういうことを関連事項についての動議を提案する必要があるのではないかですか。
- ：　ええ、それはありますね。
- ：　だから、極力減らす方向でよろしいですが、ただ1回では、そればかりずっと続く可能性があるので、審議全体を早く進めるためには、そういうほうが少し、少なくとも2回ぐらいにしたほうがよろしいんじゃないかというのが私の考えなのですが。特に、事務局のほうは問題があります？ないでしょう。
- ◎：　では、事務局お願いします。
- ：　先ほども申しましたとおり、審議会にお任せいたしますということで、前もこの取り扱いについて審議会の中で決めていただいたものを取りまとめたものでございますので、会長へお任せいたします。
- ◎：　それでは、今、副会長のほうと協議をしたのですが、この第5項、動議の提出は1審議会について1回とするという項目自体を削除していきたいという我々2人の意見です。ほかの委員さん、いかがでしょうか。
- ：　いや、私は反対です。というのは、削除すると際限なく動議を出されると、あるかどうかわかりませんが、そういう場合を想定したとき、ただ会議は踊るだけで進まない可能性があるので、それはやはり回数を限定するほうが私はよろしいと思う。
- ：　私はこういうこの区画整理というものは、とことん話し合いをしないとだめだというので、そういう簡単な問題ではないと、納得するまで話し合うのが区画整理、みんな振り向いてくれると思うので、私は先ほど、やはり削除して、それで納得いくように、時間がかかるてもよろしいと思うのですよ。みんな納得するようにやっていかないとならないと私はこう思うのですけど。そうすれば、おのずから区画整理、どうやつたらいい

かということが進んでいくと思うのですよ。途中半端、途中半端でやっているからこういうことになってきているのでしょう。私はそう思います。

◎： そうしますと、今の■■委員の意見、そして■■委員の意見もあつたりしますが、では会長、副会長の提案いたしました5番目のこの項は削除するということ、または回数を2回、3回という複数にするという■■委員の意見がありますが、ここで、それに対して5番をまず削除するという提案を会長としてはしたいと思いますので、それについて採決という方法をとりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎： それでは、この5番目の動議の提出は1審議会について1回とするという項目につきましては、これを削除するという動議に対しまして、それを議決したいと思います。それに賛成の委員の方は挙手をもってお願ひいたします。

○： 削除するけども…。

◎： けども、そこは常識を持ってやるという言葉が言下にあると思っていただければと思います。

[賛成者挙手]

◎： では、賛成意見が5人ということですので、可決という扱いにさせていただきたいと思います。

○： 2回にするというのを採決していただきたいと思います。

◎： わかりました。では、引き続きまして■■委員の意見に対しまして、5番目の項目については生かしたまま、1回という回数を2回にするという動議に関しましては、これ一応意見を言われているのがお一方だけですので、これに賛成というセコンドの方がおいででしょうか。

○： 賛成です。

○： 意味が僕もよくわからないんですけど、2回で答えが出なければ3回でいく訳なんですか？

◎： そうです。ですから、そういう予測も含めた思考の上で判断していただければと思います。

○： 必要だから出るわけでしょう？

◎： はい。

○： だから、それは継続でそのために時間を限定して、要は会議が2時間なら2時間以内ですとか、そのことがポイントで出てきたらですよね。

◎： そうですね、会議の円滑な運営ということですね。

○： ちょっと会長、よろしいですか。

◎： はい、■■委員、どうぞ。

○： 私の提案しているのは、動議の提出回数で、審議は幾らやってもいいのです、何十時間、何百時間やってもいいのです。ただし、動議がいろいろ出され過ぎると、今度は会議が進まないから、そういう意味ではやっぱり限定したほうがいいのではないかと、そういう提案をしているのです。審議時間を限れと言っているのではないのです。それをご理解していただいて。先ほど採決されましたから、これはしようがないのですが、その辺をちょっとあれだと思うのです。だから、多分私の提案した2回に限定するというのは過半数とれないと思いますが、一応念のため採決をお願いしたいと思います。

◎： では、念のため採決をというご希望ですので、ほかの委員さん、よろしければ採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

[委員からの発言なし]

◎： では、■■委員の言われました1回を2回という形で円滑な会議の運営に資するということに関しまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

◎： 3名ということですので、過半数に達しませんので、否決という扱いにさせてください。ここで、会長としての意見を言わせていただきますと、基本的に円滑な運営で皆さんの意見が反映するような会議にするという暗黙の了解があるものと理解させていただきたいと思います。では、これにて動議の取り扱いというのがありましたが、事務局のほうでこの報告事項（2）のことにつきまして、追加の説明等がありますでしょうか。

●： 先ほど説明させていただいたとおりでございます。また、今、動議の取り扱いについて変更点が出ましたので、次回審議会のときにはこの5番を削除したものをまたお手元へお配りするようにいたします。以上です。

◎： わかりました。それでは、時間も押し迫っておりますが、続きまして、3番の現在の状況についてという項目に移らせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[委員からの発言なし]

◎： では、そのようにしたいと思います。では、3番、現在の状況についてということにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

●： 現在の状況についてご説明させていただきます。先ほど配付いたしました資料の区画整理の進め方をごらんください。よろしいでしょうか。この区画整理事業がどのように進んでいくかを時系列順に大きな項目ごとに掲げております。この1番から12番までございますが、1番の区域決定は平成11年3月16日でございます。その後、2番の現況測量、調査等を行い、3番の事業計画の決定が平成14年5月7日でございます。その後、4番の土地区画整理審議会委員及び土地評価委員が決定した後、審議会を16回、実質的には21回、評価委員会を3回開催いたしております。現在は、5番の

換地設計が終わり、意見書の調整中であり、6番の仮換地の指定前ということになりますので、資料でお示ししておりますとおり、「この位置」ということになります。

現在の状況を具体的にご説明いたしますと、昨年7月に関係権利者の皆様方に換地の位置を提示いたしました。その後、意見書の提出期間を設けたところ、112通の意見書の提出があり、審議会でその意見書の採否を審議した結果、すべての意見書は不採択となりましたが、附帯意見として、換地に関する事項で不採択になったものについては、できる限り市で調整を図ることが付されましたので、その調整を現在行っております。換地に関する事項の意見書50通に対して、現在8通の意見書の調整が完了いたしております。また、調整案を提示して、現在交渉中の方も数名ございます。その一方で、現在も市所有地の換地や個人の換地との交換で調整を図ることが難しく、調整案を提示できていない方々もおられます。市といたしましても、換地に関する事項のすべての意見書提出者の調整を図っていく方針には変わりございません。そこで、去る5月14日に配布いたしました第二区画整理だよりNo.29に記載しておりますとおり、今後は用地買収を取り入れながら調整を図ってまいります。現在の状況につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

- ◎： ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、何か委員さんでご質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。はい、■■委員、どうぞ。
- ： 今の事務局の説明、先ほど私、法的な問題含めて、これまでの経緯もというお願いをしたのですが、ちょっと無いのですけれども、私ども、■■委員が退席されたので法律的なことがちょっとわからないのでお聞きしたいのですが、これから仮換地の指定というのは、これ行政処分ですよね。
- ◎： はい、事務局、答弁どうぞ。
- ： はい、そのとおりです。先ほど申しましたとおり、土地区画整理法98条第1項に記載しておりますとおり行政処分です。
- ： 処分ですね。ということは、強制執行等のこともできるという処分、行政処分ですね、できるということですね。
- ◎： はい、事務局、答弁願います。
- ： はい、今、■■委員から強制執行という言葉がございましたが、土地区画整理法では第77条に直接施行というのがございます。これが一般的に言う都市計画道路等の施行する場合の強制執行とイコールというようなことでございますが、この第77条直接施行の施行に当たっては仮換地の指定を当然した後にということにはなろうかと思います。がしかし、皆様方にお話をしているのは、市としてはそういうことはできるだけしないというような方向で、皆様方と話し合いを持って、ご理解をいただいた後に、やっていくというように考えております。以上でございます。

○： 強制執行をするしないではなくて、できるような状態にあると。逆に言えば、今の換地設計の済んだ段階ではそこまでの段階ではないと。要するに、行政処分ではないと。換地設計で縦覧その他、意見書等のあれば、そういう段階ではないという理解でよろしいのでしょうか。

◎： はい、事務局。

●： はい、■■委員のおっしゃるとおり、今、段階は仮換地指定の前ですから、前ということは、行政処分等は何もなされていない。市といたしましても、皆様方に換地をお示しさせていただきました。今、換地に対しての調整を行っております。これらは行政処分ではありません。市の方針として行っています。今後、仮換地の指定という行政処分を行っていくということでございます。

◎： ■■委員、よろしいですか。

○： というのは、私達、今度の審議委員は、意見だけということになっておりますが、行政処分をできるような仮換地の指定に入していくわけですから、極めて慎重に過去のことも含めていろいろ知った上で判断しないといけないと思っているのです。ですから、そういう意味では、今、換地設計後の、多分前の審議委員会、4人の方いらっしゃいますが、意見書の不採択されたケースでも極力意見を聞いて問題がないようにしたいと、すべきという意見を付記されたのですかね。ということは、それはやはりしている訳ですね。

●： よろしいですか？

◎： はい、事務局、お願いします。

●： はい、できる限りですので、できる限り市としても誠心誠意努力いたします。ただ、できない場合があるやもしれません。そこは今後の調整次第です。補足的にご説明いたしますと、仮換地の指定という行政処分をした後に、関係地権者の方々は何もできないということではございません。1つは、岡山県に対して審査請求、私がここにこういうことになったのはまかりならんというようなことで審査請求を出されます。そういう門戸も開けております。さらに、その上の国、国交省に対して再審査請求するというようなこともできるという門戸は開かれておりますので、そういうところで今度は争っていけるのですが、皆さんの中上位段階の意見を聞いていくというような格好にはなっていくと思います。できる限り、市としてはそういうことがないように調整を図っていきたいということで今頑張っておる次第でございます。

◎： はい、■■委員。

○： 非常に地権者との調整をしたいということなので、それは非常に結構なことだと思いますが、多分個々の問題はこれから出てくるのだろうと思うのです。いろんな、例えば私どもは、さきの審議委員の方は皆さんいろんな意見等はご存じですし、それぞれの換

地先がどこかということもご存じのはずで、新しい審議委員の方は全然わかりませんので、これから今後出る場合には、そういうことも踏まえていろいろ情報をお出しitただきたいというふうに思うのです。先の仮換地指定までいくと行政処分ですから、それ以前に私どもはどう考えるべきかということは、十分考える必要はあると思うのです。だから、そういう情報は是非、どういう形でするかは、また審議会の席、今、全部出してくださいと言う気はありません。ですが、それは順次出していただくように、是非お願ひしたいと思います。 以上です。

◎： はい、事務局、どうぞ。

●： 今、■■委員からご意見ございましたが、今は市と対個人、こういう形で調整させていただいております。すべてを公表とかということもございましたが、そのことは公表できる点は審議会に公表もさせていただいて、公表させていただくというように考えておりますし、できない部分等がありましたらしないということで判断していきたいと思っております。

○： よろしいか？

◎： はい、■■委員、どうぞ。

○： 区画整理の進め方というのをここで説明を受けました。受けましたけれど、審議会委員は市の出されたことについて採決するというようなことの進め方のようなことを聞きましたけれど、私はもう少し、今、市のやっていることが一方的な進め方に今までなってきている訳ですわ、確かに、住民の声を聞きますと。もう少し住民の声を聞いた区画整理を、この審議会委員の中へ取り入れていただいて進めていただければと思うのです。そうすれば、またこの審議会委員のこの会議が一段といいものになるのではなかろうかと私は思うのですけれど、どんなものでしょうか？

◎： 今の■■委員の意見に関しましては、委員さんに対する？

○： いや。

◎： 市に対するものですか？

○： 市に対するものです。

◎： 市からの答弁ですね。

○： そうそう。どんなものでしょうか。

◎： では、事務局、答弁お願いします。

●： 今、■■委員からご質問ございましたが、このことについて審議会として動議として出していただけるようであれば、そういう形で審議の対象にはなりましょうし、私が重ねて申しておりますが、審議会としての審議事項が決められているということでご認識していただきたい。それから、こういうことについて審議会として動議を出すということであれば、審議の対象になることもあるので当然審議していくことになろうか

と思いますので、よろしくお願ひいたします。

- ： はい、わかりました。
- ◎： それでは、■■委員、今の事務局の答弁でご理解されましたですか。
- ： はい。
- ◎： では、ほかの委員。■■委員、どうぞ。
- ： 関連ですけど、今の。前回の16回の審議会のこと、8ページに書いてあるのですが、「また別の場で議論をさせていただきたいと考えています」と言って事務局のほうは答えられているのですけど。
- ： 附帯事項の件ですね。
- ： はい、それを早目にやってもらわないと、なし崩しでどんどんどんどん進められたのでは困るわけで、市の方は、こういうことを具体的に考えられているのですか？
- ◎： では、事務局、どうぞ。
- ： 前回の議事録の中では、関係地権者皆様方を対象にしたようなことで回答させていただいております。今、審議会の中でご意見があっても動議として出していくと、だからどういう動議が今後出てくるかにもよりますけれども、その対象がこの審議会だけ話をする事項なのか、関係権利者皆様方に対して話し合いをする対象になってくるのかということを検討させていただきたいという回答を前回させていただきたいとるということでお理解してください。お願ひします。
- ◎： それでは、今の事務局の答弁なのですが、基本的に疑念その他がないような状況でもって本区画整理事業が進むようにして欲しいと、そのためには市側の答弁その他の答弁漏れとか答弁瑕疵ということがないようにして欲しいというのが今の■■委員の意見なのですが、そのように理解してよろしいですね。
- ： よろしいですか？
- ◎： はい、どうぞ。
- ： すみません、ちょっとお時間とらせて申し訳ないのですが、ちょっと1件確認をさせていただきたいのですが、勉強させてください。本審議会の審議事項に関連する事項、くどいようですけれど、この関連する事項というのは、例えばこれから換地決定とかいろいろの審議事項が出てくるとか、仮換地に関する審議が先ほどされるというふうに言われたのですが、その時、審議委員会で審議をしてくれ、こういう議題が出ると思うのですが、それに関連するということはどのあたりまで関連するかというのをお教えいただきたいのですが。1件、例を申し上げますと、事業計画書を提出されて、それが許可、認可されていますね、県からね。そこに記載してあります、例えば内容について変更、もしくは見直し、そういうことをしなくてはちょっと現在の時代に整合性が薄れてきているのではないかという事項が発生した場合は、それはこの審議事項に関連する事

項と私は判断するのですけど、例えばもっと具体的なことを言いますと、例えば一例ですが、事業計画では現在の地価は平米15万2,000円である、区画整理事業後は18万7,000円ぐらいになる。このことは、事業計画の段階の話であって、実際に仮換地の場所の審議をするに当たって、それ重要事項ですから、本当にそれだけ街区の価値が上がるの、それだけ市場の価値が出てくるのですかというふうなことの、要は動議は、これ関連提案だと思うので、こういうことについてもこういうふうに見直しましたとか、事業計画の内容をこういうふうになっていますとかという話は、審議委員会の議題としてやっぱり持ち出して欲しいというふうに思うのですけど、いかがでしょうかね。

- ◎： はい、事務局、答弁を。
- ： 先ほども申し上げましたが、この動議については、審議会委員の方々で決めていただいて提出していただければよろしいことで、市がこういう動議を出してくださいとかということではございません。今、■■委員が言われましたように、そういう動議がいつ出るかわかりませんけれども、そういう動議が審議会で出されて、2名以上の賛成があって動議になったということであれば、それを議論をしていくというのは当然だと思います。
- ◎： ■■委員、どうぞ。
- ： 確認です。それでは、事業計画が変更になったところというのは、この審議委員には、こういうところを変更しましたと、こういうふうに見直しましたよとかという話がないのですか。
- ◎： はい、事務局、答弁。
- ： そういう動議もございませんでしたから、そういうことはございません。
- ： 現在、見直されるところもない。
- ： 事業期間の延伸はさせていただいております。
- ： それだけですか？
- ： はい。
- ： わかりました。
- ： それと資金的なものも一部見直ししております。
- ： そうですね。
- ： はい。
- ： よろしいですか？
- ： はい、■■委員、どうぞ。
- ： 今の■■委員の関連ですが、換地設計が変更されたケースの場合、従来の審議会で軽微な設計の変更は施行者側でというか、施行者代表は市長ですから、市長の権限でやる

ということになっていますよね。ただ、私どもは軽微な変更というのは何かどうかわからない。もし、それが私どもの判断で軽微でないとしたときは、設計変更ということでもう一度縦覧、意見書の提案ということになるわけですよね。そこは、意見書不採択か採択かは審議委員の動議決定でよろしいのですね。

- ◎：　はい、事務局、答弁お願いします。
- ：　今、■■委員が言われた換地設計の軽微な変更の範囲とかということでございますが、それはもう施行者限りでできるということで審議会から同意を得ております。それで、今、施行者限りで調整を図っておりますので、この調整に対して審議会に諮ってご判断いただくとかというふうなことは考えておりません。あくまでその当事者と市の方で軽微な変更の範囲内で調整を図っていくということでございますので、ほかの人への影響を及ぼすとかというような他に影響を及ぼすとかということがない範囲でやっておることでございますので、そのようにご理解をしていただきたい。
- ：　要するに、軽微かどうかの判断は審議会には諮らないということですか。
- ：　ではございません。
- ：　諮るわけですか？
- ：　軽微な範囲ということで今やっておりますので、この軽微な範囲というのは、Aさん、Bさん、Cさんぐらいまでの範囲内、それがもう50人も100人も影響してくるということであれば、もう全く設計を見直さないといけないということになるので、重大な変更が生じることになりますけれども、今はAさん、Bさんとの交換、市と交換とかというようなことでやっております。こういうことが軽微な変更ですよということで、審議会では同意を得ておりますので、その中でやっておりますから、新たに審議会に諮るということは考えておりません。以上でございます。
- ◎：　はい、■■委員。
- ：　前の審議会に出ていませんのでわからないですが、議事録で見る限りでは、軽微な変更の範囲の規定はないですよね。ですから、施行者側が軽微といつても、地権者側は軽微でないと思うケースもあるかと思うのです。それは具体的に出た段階でないとなかなか判断できないかと思うのですが。
- ：　よろしいですか？
- ◎：　事務局、どうぞ。
- ：　前回の審議会の中で市も同意を得ている事項なのですが、補足でご説明させていただきますと、さっきお手元にお配りしました換地設計基準、このインデックスについております資料、換地設計基準を見ていただいたら、その10、換地設計の変更手続、その中の第19、換地設計の軽微な変更の取り扱いという中で、換地設計の軽微な変更の内容というものが1から6まで列挙されております。これに準じてやってるということです

ございます。

- ： この1から6の範囲内でやっているということですね。
- ： そうです。
- ： だから、それが私どもから見て、1から6の範囲ではないという意見が出る場合はどうされるのですか。それは具体的に提示されて私どもが審議しない限り、1から6の範疇かどうかという判断はできませんよね。
- ： よろしいですか？
- ： はい、事務局、どうぞ。
- ： くどいようになるのですが、この件につきましては、きちんと審議会に諮って同意を得ておりますので、その同意を得た範囲内ということで市の方でやっております。そういう答弁しか今、申し上げられないのですが、それでご理解していただきたいと思います。
- ： さっきのNo.5と同じ扱いにすればいいんです。
- ： 最終的にはそれでということになるのでしょうかけれど、それ以前の問題として、当然私どもから見て大幅な設計変更であるというふうに認めた場合は、当然法律で保護されている方法にのっとってしていただきたいという話をしているのであって、だから意見をちょっと採択するつもりはありませんと言われると、私も心外だなと思うわけです。法律上は、換地設計の変更がある場合は、当然もう一度見直しをするということになっておりますから、そうすべき案件かどうかというのは、私共のほうにもさせていただきたいというお願いを申し上げている訳で。
- ： 事務局、どうぞ。
- ： 先ほども勉強会の話がございました。ある程度の知識を持って判断したいということが皆さん個々にあろうかと思います。温度差もあろうかと思います。ですので、この審議会閉会後ですか、いつになるかわかりませんが、近日中に皆様方のご意見をお伺いした中で、どういう勉強会をしたらいいか、そういう中でまた議論させていただきたいと思っておりますので、今日のところはこれでご理解していただきたい。お願いします。
- ： はい、では■■委員。
- ： 1件、意見として言わせてください。先ほどいろいろな、これから仮換地の指定、行政執行等の非常にシビアな判断が下っていくわけでございますが、一方ではこの土地に住んでいる方々は、やはり基本的には先ほど■■さんが言われたとおり、いろんな自分の意が通っていないといいますか、不満があると思います。そこで、それが何に起因しているかというと、基本的にはこの区画に住んでいる人の基本的な合意がとれてないというところが致命的なところだと思います。そこで、これは後の勉強会でもいいのですが、

一つ確認したいのですが、倉敷市のこれは区画整理事業のホームページです。「誰がするの」というところで、土地所有者など市が一緒になってまちづくりの計画を立てます。関係利権者の3分の2以上の同意のもと、組合を設立します。事業の進行は、すべて法のもと、組合で決定しますというふうに、このホームページでは書かれています。しかしながら、この制度設計については非常に公正でないと思われます。といいますのが、今の案というのは、各地権者と市がやっている案について、お互いに合意がされてない中で市が一方的に進めている案件だと思います。ということで、法的な公正さを踏まえて、再度この今やつておられる区画整理事業について基本的な見直しをお願いしたいというのが私の意見でございます。

- ◎：　はい、ありがとうございます。どうも全体として市が一方的に進めるのではなくて、もっとみんなの意見なりを含めて、またその他十二分な調整がない限り前に進めるべきでないというような発言のように見受けられました。事務局、答弁ありましたら。
- ：　ちょっと確認したいのですが、今の■■委員の中で3分の2の同意とかということが出ました。これにつきましては、組合施行の中ではこのような同意が要るというような法的な縛りがございます。ここのところは、ちょっと区画整理事業をする上で区画整理事業というのは、市、それからそういう組合、個人施行、つまりいろんな施行者ができるということになっておりまして、この個々でこういうような縛りが生じてくる。先ほど■■委員が言われたのは、組合の場合はそういう縛りが出てくるやということで、市が施行する場合はそういう縛りはございません。ある程度どれぐらいの賛成があってやるかというのは、市の判断ということになりますので、今後皆様方と話をしながら合意形成を図っていきたい、そういう勉強会も開催したいということでご理解ください。お願いします。
- ：　はい、ひとつ意見を言わせてください。
- ◎：　■■委員、どうぞ。
- ：　今、確かに言われたのはそうでございます。私が言いたいのは、この制度設計上の公正さというのがないということを私は言いたいのです。この組合を進める上で3分の2以上の同意を得るものとするというのは、これはこれで機能しているかもわかりませんが、市が進める場合においては、ここには何も書いてない訳です。そうすると、それはこの案件が最初に進んだ時、発足した時に、反対者は95%が反対だったというような話を聞いています。なのに何で市はこの95%の反対があるのに、この案件を進めたのかというところは疑問です。
- ◎：　はい、なかなか難しい場面なのですから、何かありますか。
- ：　すみません、時間のことは何も気にするつもりはないのですけど、皆さんがあれで、最初に■■委員が言われ、それから■■委員が言われ、その他■■さん、■■さ

ん、皆さんがあれとることも動議に端を発したような形になっているのですけど、いずれにしても現状で理解できていない、新たに審議委員になられた方、またもともとおられる方もそこまで踏み込んだ説明ができるかということもあるかと思うのですけど、そういった意味で、今の動議を出して審議会の席で勉強するなり、議論するなり、また私が今思ったのは、それはちょっと場を変えて、審議会の中の一部でも別に構いませんし、それから権利者の代表という形でもいいのだと思うのですけど、いずれにしても情報交換であるとか、勉強会ということを今後皆さんとの基本的な合意がなされてないというふうなご意見、それから不明瞭な納得してないところ、そういったところを本当にさらけ出すような形で、合意といったら、いきなり合意というのは大げさなんかもしれませんけど、意思の疎通等を図りながらお互いが歩み寄れるところを、この審議会が母体にというと言葉は失礼かもしれませんけど、そういった形で場を設け、あくまで今、審議会の席なので、今決まっている審議会として答えられるべきことと、それからまた皆さんもどこまでご意見を発言していいのか、それに対してどこまでの回答を市としてもしようかというふうなときに、またセッションの違いがあるので、そこら辺はちょっと折衷案ではないんですけど、そこら辺で今後のことをまた改めて会長、副会長を交えて、そういう調整を図らせてもらひながら、これから今後の予定というのを説明するようになっているのですけど、そういったことが今後の予定に変わってくるのかどうかなというようなことをちょっと申し上げさせてもらいました。

◎：　はい、ありがとうございました。

○：　ちょっとよろしい？

◎：　はい、■■委員、どうぞ。

○：　今、いろんなお話、これから勉強会とか、こういった場合ですね、もう命が切れるのですから、我々この住民はいかにしてこれを早く解決して一刻もどういうふうにするかという方向づけをはっきりしなかったら、日に日にもう、1人欠け、2人欠け、そういうふうになってきているような状態です。ですから、もうそんな悠長なことではなく、明確にこれからはしていきたいと、こうやっていかねばならないと私は思うのです。市にお願いしますわ、そういうふうにもう早く何事も解決するように。

◎：　はい、では■■委員から先ほどのようなお願いということが市当局に出していただきました。とにかく住民のみんなが納得していいまちづくりができるのならば進める、そうでないならば、もっと真剣に議論をして、どうするかを決めるということになろうかと思います。じゃあ、まあ本日時間もかなり競っておりますが、私の司会進行も悪かつたりしたのですが、基本的に今後の予定についてという8番の(4)のところに移りたいと思います。その中で、先ほどまで質問が出ましたような、今後どうするかとか、勉強会でやるか審議会でやるかとかというような形の要点に持ていければなと、こう思

っております。じゃあ、事務局。

○： 会長、よろしいですか？

◎： はい。

○： 時間も大分進みまして、先ほどの■■委員の意見について、当初のことを含めて、この第3項の現在の状況についてのそこに至った過程等を含めて次回に回して、緊急動議として、本日はこれで散会ということにしたらいかがかと思いますが、賛成される方もう一名いれば散会ということにして、次回には事務局の方からその点を含めた細かい説明を受けたいと思いますが。

○： 3項についてですか？

○： いや、本日の審議会はこれで散会で、3項以降は次回にさらに詳しい説明をいただきたいということで、本日はこれで散会ということに緊急動議を出したいのですが。

◎： はい、わかりました。

○： もう一名の方、賛成の方いらっしゃるでしょうか。

○： では、セコンド、賛成の方を。

○： 日にちを決めて欲しいですね。

○： 緊急動議ですから、2名以上だから、賛成の方はまずは手を。

○： はい、賛成します。

○： 次回の日にちを決めてください。

○： はい、わかりました。もう一度ちょっと手を挙げてください。

[賛成者挙手]

○： 8人、全員ですね。はい、わかりました。

○： 審議会のペースというのはどれぐらいで進めるのですか。例えば議題が出てから決めるのですか。大体、月に1回とか。

○： では、今の緊急動議ということに関しては、その動議を採択するということで、皆さん方は全員賛成ということに決したというふうに理解します。

○： 動議として採択されたから、動議の今度…。

○： はい、わかりました。じゃあ、動議として採択されましたので、全員賛成ということで。その動議を採択するということに関して、皆さん方が賛成であれば挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○： はい、では全員賛成ということですので、先ほどの■■委員の緊急動議は採択されました。では、引き続きまして、いつやるかというのが関連意見としてありました。では、いつにしましょうかということになるのですが、委員の皆さん方の出席可能な日々の調整をしたいと思うのですが、今日できますでしょうか。

- ： 会長と事務局の都合もあるでしょうから、より詳しい説明ということ、■■委員の意見も含めたより詳しい説明を要求していますので、そうすると事務局のほう、説明の準備の期間が要るでしょうから、会長と事務局で相談していただいて日にちを決めていただければと思います。
- ： 20日間以内ぐらいですね。
- ： そうですね、特に■■委員がお話しになったように、審議にはどれだけ時間をかけてもいいということが前提ですから、私は過去の5年間は、5年間で16回なのですよ。これは余りにも少な過ぎると思うのです。そういう意味では、できる限り回数を多くしてというのでいくべきじゃないかと思います。
- ◎： わかりました。
- ： それと、この説明会を開くに当たっては、当然住民の方もその経緯等をはっきりと市のほうから聞きたいと思っておられますので、その事前の何日にこういう公聴会等がありますよというような話を徹底していただければと思います。
- ◎： わかりました。では、事務局、それでよろしいですか。
- ： 実は、今回ちょうど6月議会が絡んでおりますので、6月28日が6月議会の終了でございます。その日程調整は事務局の所長の方と会長の方でとでやらせていただきたいと思います。■■委員から20日以内ということで先ほど言わっていたのですが、ちょっとそこら辺で調整がつかないかもわからないのですが、それはご理解いただきたいと思います。ちょっと議会の関係でございますので。
- ◎： それでは、今の話を参考にいたしまして、可能な限り速やかにやることで、当然公開ということでおよろしいですか。
- ： 個人情報がなかつたら公開できる。
- ： ではその辺については調整させてください。また、皆さん各委員等には連絡をさせていただきます。
- ： それでは、議会以降ということですね。

## 5 閉 会

- ： はい、そういうことになります。では、そのように緊急動議は採択されましたので、そのような動きの中で今後の日程等を調整していくということで、本日は8の報告事項（3）現在の状況についてというところからを次回の審議会でまた初めからという形で実施させていただくということで、本日は会を終了させていただきたいと思います。本日はご苦労さまでした。

第 17 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会  
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議  
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成24年6月1日

岡山県南広域都市計画事業  
倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会長 小野 賀印

委員 森山 徹印

委員 狩野 安弘印